

議会運営委員会次第

平成27年6月16日（火）

午前10時～

第3・4委員会室

- 1 平成27年第2回定例会の運営について
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 議事日程表について
 - (4) 発議第8号「議会広報広聴特別委員会の設置について」
 - (5) 発議第9号「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会の設置について」
 - (6) 電子採決に関する留意事項について
 - (7) 全国市議会議長会の表彰について
 - (8) 一般質問通告書について
 - (9) 陳情について
 - (10) 議員選出の監査委員選任議案について
 - (11) 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (12) 意見書の取り扱いについて
- 2 その他
 - (1) 記念写真撮影（集合写真）について
 - (2) 議員研修会について
 - (3) 所管事務調査（行政視察）の件について
 - (4) 標準市議会会議規則の一部改正について
 - (5) その他
- 3 本日の決定事項について

平成27年流山市議会第2回定例会会期日程表(案)

平成27年6月 日提出

月	日	曜日	内 容
6月	18日	木	本会議 午後1時開議 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 議案第43号から議案第53号まで 報告第3号から報告第15号まで (議案上程・提案理由説明及び報告) 4 発議第8号 (提案理由説明・討論・採決) 5 発議第9号 (提案理由説明・討論・採決) 6 休会の件
	19日	金	休会 (議案研究)
	20日	土	
	21日	日	
	22日	月	
	23日	火	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問
	24日	水	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問
	25日	木	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問
	26日	金	本会議 午前10時開議 1 市政に関する一般質問 2 追加議案上程 (議案上程・提案理由説明・採決) 3 議案第43号から議案第53号まで (質疑・委員会付託) 4 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 5 陳情の件 (委員会付託) 6 休会の件
	27日	土	休会 (議案研究)
	28日	日	
	29日	月	休会 (総務常任委員会)
	30日	火	休会 (教育福祉常任委員会)
7月	1日	水	休会 (市民経済常任委員会)
	2日	木	休会 (都市建設常任委員会)
	3日	金	休会 (総合調整)
	4日	土	休会 (総合調整)
	5日	日	
	6日	月	休会 (総合調整)
	7日	火	
	8日	水	本会議 午後1時開議 1 議案・陳情 (委員長報告・質疑・討論・採決) 2 発議上程 (提案理由説明・討論・採決) 3 所管事務の継続審査の件

平成27年流山市議会第2回定例会議案付託表

平成27年6月 日提出

付託委員会名	議案番号	件名
総務委員会	議案第43号	平成27年度流山市一般会計補正予算(第1号)
	議案第44号	流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第45号	流山市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第46号	工事請負契約の変更について(市民総合体育館建設工事)
教育福祉委員会	議案第47号	流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第48号	流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第49号	流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例及び流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
都市建設委員会	議案第50号	平成27年度流山市下水道事業会計補正予算(第1号)
	議案第51号	流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第52号	市道路線の認定について
	議案第53号	市道路線の廃止について

平成 27 年流山市議会第 2 回定例会日程表 (第 1 号)

平成 27 年 6 月 18 日

午後 1 時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 43 号 平成 27 年度流山市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 44 号 流山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 45 号 流山市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 46 号 工事請負契約の変更について(市民総合体育館建設工事)
- 議案第 47 号 流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 48 号 流山市福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 49 号 流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例及び流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 50 号 平成 27 年度流山市下水道事業会計補正予算(第 1 号)
- 議案第 51 号 流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 52 号 市道路線の認定について
- 議案第 53 号 市道路線の廃止について
(議案上程・提案理由説明)
- 報告第 3 号 継続費繰越計算書について(一般会計)
- 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書について(一般会計)

- 報告第5号 継続費繰越計算書について(土地区画整理事業特別会計)
- 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について(土地区画整理事業特別会計)
- 報告第7号 事故繰越し繰越計算書について(土地区画整理事業特別会計)
- 報告第8号 継続費繰越計算書について(公共下水道特別会計)
- 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について(公共下水道特別会計)
- 報告第10号 繰越計算書について(水道事業会計)
- 報告第11号 専決処分の報告について
- 報告第12号 専決処分の報告について
- 報告第13号 専決処分の報告について
- 報告第14号 専決処分の報告について
- 報告第15号 専決処分の報告について
(説明)
- 第4 発議第8号 「議会広報広聴特別委員会」の設置について
(議案上程・提案理由説明・採決・委員の選任)
- 第5 発議第9号 「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」の設置について
(議案上程・提案理由説明・採決・委員の選任)
- 第6 休会の件

発議第 8 号

「議会広報広聴特別委員会」の設置について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年6月18日提出

提出者

議会運営委員長 森 亮二

提案理由 流山市議会だよりの編集及び調査、議会報告会の実施、議会ホームページの充実、議会アンケートの実施のため議会広報広聴特別委員会を設置する。

「議会広報広聴特別委員会」の設置について

- 1 本市議会は、地方自治法第109条及び流山市議会委員会条例第6条の規定により委員10人からなる「議会広報広聴特別委員会」を設置する。
- 2 本市議会は、「議会広報広聴特別委員会」に対し、次の事項を付託する。
 - (1) 流山市議会だよりの編集及び調査に関する事項
 - (2) 議会報告会の実施に関する事項
 - (3) 議会ホームページの充実に関する事項
 - (4) 議会アンケートの実施に関する事項

3 調査期間

上記特別委員会は、2に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

議会広報広聴特別委員会委員名簿

平成27年6月 日設置

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
2番	近藤美保	4番	西尾段
6番	野村誠	9番	菅野浩考
11番	笠原久恵	13番	加藤啓子
15番	阿部治正	21番	藤井俊行
22番	中川弘	24番	小田桐仙

発議第 9 号

「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」の
設置について

このことについて、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年6月18日提出

提出者

議会運営委員長 森 亮二

提案理由 平成17年8月につくばエクスプレスが開通したが、運行主体である首都圏新都市鉄道株式会社の今後の資金計画や運行状況等を的確に把握する必要がある。さらには、現在市内4施行地区で区画整理事業が進められているが、今後の事業の見直しも含めて、一層の事業展開が見込まれている。また、新川耕地及び周辺の土地の有効活用については今後の推移を見守り、調査研究する必要がある。よって、「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」を設置し、調査研究をすることとする。

「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」の
設置について

- 1 本市議会は、地方自治法第109条及び流山市議会委員会条例第6条の規定により、委員8人からなる「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」を設置する。

- 2 本市議会は、「つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会」に対し、次の事項を付託する。
 - (1) つくばエクスプレス事業及び沿線整備事業に関する調査、研究事項
 - (2) 沿線センター地区等まちづくりに関する調査、研究事項
 - (3) 新川耕地に関する調査、研究事項
 - (4) 常磐自動車道流山インターチェンジ周辺整備に関する調査、研究事項

- 3 調査期間
上記特別委員会は、2に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

つくばエクスプレス沿線整備と新川耕地・周辺特別委員会委員名簿

平成27年6月 日設置

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1番	野田宏規	7番	坂巻儀一
12番	森田洋一	13番	加藤啓子
14番	斉藤真理	16番	中村彰男
18番	西川誠之	24番	小田桐仙

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の推薦について

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、次の者を推薦する。

平成 27 年 6 月 3 日

提 出 者

流山市議会議員 根本 守

賛 成 者

流山市議会議員 森 亮二

〃 秋間 高義

〃 藤井 俊行

氏 名 海老原 功一

住 所 千葉県流山市美原 3 丁目 5 1 番地

生年月日 昭和 29 年 8 月 27 日

流山市議会議長 海老原 功一 様

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の推薦について

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に、次の者を推薦する。

平成 27 年 6 月 3 日

提 出 者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛 成 者

流山市議会議員 植田 和子

〃 小田桐 仙

氏 名 徳増 記代子

住 所 千葉県流山市向小金 1 - 4 4 7 - 1 4 2

生年月日 昭和 28 年 1 月 5 日

流山市議会議長 海老原 功一 様

マイナンバー制度の導入延期を求める意見書

昨年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が導入され、本年10月から個人番号・法人番号が通知され、平成28年1月から順次、各行政機関において利用が開始される予定となっている。

この制度は、国民一人ひとりに固有の番号を割り振るものであり、国や地方公共団体に分散管理されている年金や納税等の個人情報、相互に利用できる仕組みを構築することにより、行政手続の効率化や簡素化を図るとともに、国民の利便性の向上につなげることを目的としている。

しかしながら、年金情報や企業における個人情報の流出事案など情報漏えいに見られるようにこの制度が個人のプライバシーと密接に関連し、個人情報の漏えいや目的外使用、更には成りすまし等の犯罪被害の拡大が指摘されている。同時に、導入にあたっての多大な経費負担を地方公共団体や市内中小零細業者に求めつつも、情報漏れを絶対的に防ぐプログラムが現時点では存在しない。また官民含め全国津々浦々まで、必要不可欠な情報連携の根幹を担うシステム整備などは官民含め現時点では充分整っていない。

以上のことから、このまま導入すれば、社会的混乱とより一層の政治不信、そして新たな犯罪が広がりかねない。

よって、国会及び政府に対し、マイナンバー制度の導入延期を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年7月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
総務大臣	様
厚生労働大臣	様
内閣官房長官	様

危険なオスプレイ配備計画の撤回を求める意見書

日米両政府は5月12日、2017年より米空軍横田基地に、特殊作戦用の垂直離着陸輸送機CV22オスプレイ配備の計画を発表した。

会見では、中谷元防衛大臣は「わが国政府として独自に分析評価を行い、機体の安全性を確認した」として、その安全性を強調していたにもかかわらず、わずか6日後の18日、米海兵隊所属の垂直離着陸機MV22オスプレイが、ハワイでの訓練中に墜落炎上、2人が死亡する重大事故が発生した。

日本政府は、「事故原因など速やかな情報提供を求める」としていたものの、米軍自身がまだ事故原因を明らかにしていないもとので、菅義偉内閣官房長官は「オスプレイは安全だ」と一方的に断定。中谷防衛大臣も「安全については、米側が判断すべきだ」として、飛行停止は求めない考えを示したのである。

日本国民の命と安全・安心を守るのではなく、米軍を守るかのような姿勢に「いったいどこの国の政府なのか」「日本は独立国なのか」など、批判の声が起こるのも当然である。

防衛省の2012年9月の資料では、10万飛行時間当りの重大航空事故（クラスA）の件数は、MV22機で1.93件、CV22機は13.47件とされている。人口過密の首都・東京に、ハワイで事故を起こしたMV22機より、7倍も事故割合が高いとされるCV22機を配備するなどは論外である。

よって、本市議会は国に対し、米軍横田基地などへの危険なオスプレイの配備計画は撤回するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
外務大臣	様
防衛大臣	様

千葉県流山市議会

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）にむけ、積極的野心的な温室効果ガス削減目標をたて、国際的責任を果たすよう求める意見書

世界的な異常気象や環境破壊を引き起こしている地球の温暖化を抑えるため、産業革命後の気温の上昇を2度未満にすることを目標に温室効果ガスの排出を減らしていくことは、国連の気候変動枠組条約にもとづく国際的な約束である。これまでの「京都議定書」に代わる、すべての国を対象にした新たな枠組みを、今年末のおこなわれる国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）までに合意することも、繰り返し確認された国際的な約束である。

準備会合などで各国の削減目標や途上国の温暖化対策への資金援助などについての議論が続けられている。欧州連合（EU）、アメリカ、中国などが相次いで温室効果ガスの排出削減目標などを明らかにするなかで、世界で5番目の温室効果ガス排出国である日本も、ようやく30年までに2013年比で26%削減する政府原案をまとめた。しかし、これは、東日本大震災後、火力発電所の運転でもっとも温室効果ガスの排出が多かった2013年を基準にしたもので、1990年を基準にすれば約18%にすぎない。これでは日本が示している50年には80%削減という長期目標の実現も困難になり、発展途上国などから不十分との批判が相次いでいる。

よって、政府原案を引き上げ、地球温暖化防止の国際的な責任に応えられるよう積極的な温室効果ガス削減目標を打ち出すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
外務大臣	様
経済産業大臣	様
環境大臣	様

「安保法案（戦争法案）」の慎重審議を求める意見書

安倍首相は5月15日、「安保法案（戦争法案）」を提出した。この法案は昨年7月1日に強行した「集団的自衛権行使容認の閣議決定」の具体化である。

法案の提出にあたって安倍首相は、「戦争にはいかない」「自衛隊のリスクを高めるものではない」「抑止力を高めることでわが国の安全をまもる」といっているが、野党からは、「世界のどこであっても、アメリカが戦争を始めたら、自衛隊が『戦闘地域』まで行って軍事支援をして、日本に対する武力攻撃がなくても時の政権の判断で『集団的自衛権』を発動し、米国の先制攻撃の戦争にも参戦することになる」との批判が行われている。

日本政府の憲法第9条解釈は、一貫して、「日本に武力攻撃がないもとの武力の行使は許されない」、「海外での武力の行使は許されない」というものだった。また、6月4日に開かれた衆議院憲法調査会での参考人質疑で、与党自由民主党による推薦も含め3人全員の憲法学者が「違憲」であるとしたことは重大である。

歴代の自由民主党政権ですら「認められない」としてきた自衛隊の武力行使や、「戦闘地域」での軍事支援まで行えるようにし、アメリカの戦争や軍事行動に自衛隊がいつでも・どこでも、切れ目なく参加できるという、これまでの日本のあり方を180度転換する解釈改憲を、十分な審議もなく成立させることは、あってはならない。

報道各社の世論調査では、「日本が戦争に巻き込まれるかも知れない」という回答が88%（朝日）、「戦争立法の今国会の成立に反対」が52%（日経）である。重要なことは、「法案の説明不足」と感じている国民は81.4%（共同）に上り、与党である自由民主党の支持層で69.1%、公明党支持層で81.7%、安倍首相を支持すると回答した層でも72%（同）が丁寧な説明を求めている。

よって、安保法案（戦争法案）の今国会での採決に反対し、国民への十分な説明と国会での慎重審議を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月 日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
外務大臣	様
防衛大臣	様

千葉県流山市議会

過去6年間の議員研修会内容（H21～H26）

平成27年6月16日
（議会運営委員会資料）

H21 【自治を担う議会とは～機関競争による地域経営～】

江藤 俊昭 先生 @山梨学院大学大学院教授

H22 【開かれた市議会をつくるためのICTの活用～「流山市議会ICT推進基本計画」策定に向けて～】

奥村 裕一 先生 @東京大学公共政策大学院特任教授

小林 隆 先生 @東海大学政治経済学部政治学科准教授

村上 文洋 先生 @三菱総合研究所主席研究員

米山 知宏 先生 @三菱総合研究所研究員

【今後の地方議会のあり方】

廣瀬 克哉 先生 @法政大学法学部教授

H23 【放射能問題に関するディスカッション】

飯本 武志 先生 @東京大学准教授

藤井 博史 先生 @独立行政法人国立がん研究センター東病院臨床開発センター機能診断開発部長

【地方公共団体ガバナンスの動向～監査委員監査の議論をめぐって～】

小関 勇 先生 @日本大学教授

【幼・保一体化について 子育て支援について】

柏女 霊峰 先生 @淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科教授

【これからのまちづくりについて】

岩見 良太郎 先生 @埼玉大学名誉教授

H24 【通年議会と議会改革の今後について】

中尾 修 先生 @東京財団研究員、早稲田大学マニフェスト研究所招聘研究員、

第30次地方制度調査会臨時委員、元北海道栗山町議会事務局長

寺田 雅一 先生 @総務省自治行政局行政課 地方議会企画官

【高齢者支援と孤独死対策について】

結城 康博 先生 @淑徳大学社会福祉学科准教授

【自分の可能性を求めて】

成田 真由美 先生 @パラリンピック競泳金メダリスト

H25 【議会の機能を高める上で市財政をどう読み解くのか】

大和田 一紘 先生 @NPO法人多摩住民自治研究所理事長

【感性の花をさかせようーいじめをなくす『三さ』の心】

漆原 智良 先生 @児童文学作家・教育評論家

【震災対策として自治体は何を準備すべきか】

目黒 公郎 先生 @東京大学教授 生産技術研究所都市基盤安全工学国際研究センター長

H26 【もっと知ろう流山】

青木 更吉 先生 @地域史研究家

【中小企業の再生なくして、地域の活性化なし～自治体で取り組むべき中小企業支援策～】

古川 忠彦 先生 @経営士、アルパーコンサルティング株式会社代表取締役

流山市議会議員研修会実施要望書

議会運営委員会委員長 様

平成 年 月 日

平成27年度流山市議会議員研修会について、下記のとおり提出します。

会 派 名 (委 員 名)	
実 施 時 期	
希 望 講 師	
講 演 内 容	

提出期限：平成27年7月6日（月）

「議会運営委員会行政視察先希望調査表」（平成27年度）

別紙14

委員氏名

視察希望時期 時期（月）	視察希望地	自治体名	視察項目	備考

7月6日(月)までに提出をお願いします。

標準市議会議規則の一部改正と流山市議会議規則の対照表

標準市議会議規則の一部改正	流山市議会議規則
<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故若しくはやむを得ない事情のため出席できないとき、開議時刻に遅れて出席するとき、又は会議時間中に退席しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情により届け出ができないときは、議長が別に指定する期間内に届け出なければならない。</p>
<p>(欠席等の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第91条 委員は、事故若しくはやむを得ない事情のため出席できないとき、開議時刻に遅れて出席するとき、又は会議時間中に早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情により届け出ができないときは、委員長が別に指定する期間内に届け出なければならない。</p>